

社会その1 (4枚のうち)

16	受験番号
中	

次の問題文を読んで、後の問いに答えなさい。

みなさんはある小学校6年のあるクラスに属していますね。そのクラスでさまざまな事を決める時、話し合いの場を持つことが多いでしょう。そこでは、全員が参加して意見を述べる権利があります。しかし、みなさんの住んでいる市町村や都道府県ひいては国でさまざまな事を決める時はどうでしょう。その場合は、住民や国民の中から選ばれた代表者が議会を開いて決定するのが一般的です。そのしくみを代議制といいます。今日は、これまでの日本における政治参加について、議会を中心に考えてみましょう。

明治時代の初めに、政府に対する抵抗や政府が導入した新しい土地税などをめぐる対立を解決するために、民会というものをつくる地域もあらわれ、これが近代的な地方議会の始まりとなりました。また、人びとの自由と権利を求める自由民権運動が起こり、政府も人びとの政治への参加を考え、府や県に議会を設置しました。こうした中、ヨーロッパやアメリカの政治や思想を参考に、国のことも選挙によって人びとが選んだ代表者が決めるべきという意見もさらに強くなり、国会開設を要求する動きが高まりました。この時代の思想家である福沢諭吉は、国王がいるにも関わらず議会を中心に政治が行われていたイギリスのあり方こそが理想であると主張していました。

自由民権運動をになった人びとは、運動を行うために政治結社という団体を各地につくっていきました。さらに1880年には、国会期成同盟という国会開設を求めるための全国政治結社がつくられ、自ら憲法の案を考える人びともたくさんあらわれました。植木枝盛もその一人です。植木は、自由民権運動の代表的人物の演説を聞いて政治に目覚め、近代西洋思想を学び、自由民権運動に参加するようになりました。植木が1881年に発表した憲法案は220条からなっていました。資料1はその一部です。

一方、明治政府は1881年に国会開設を宣言した後、憲法の作成にとりかかりました。そうして1889年に大日本帝国憲法が制定されました。資料2はその憲法の一部です。しかし、その内容は植木らが考えたものとは大きく異なっていました。政府は地方でも市町村制度を本格的に始めましたが、植木はこの制度のとくに選挙権について、等級を導入したこと、女性が対象外になっていることなどを批判しています。

政府が開設を約束した国会の方はどうかというと、憲法発布の翌年にあたる1890年に帝国議会という名で開かれ、貴族院議員のほか、第1回衆議院議員総選挙で選ばれた議員が参加しました。植木はこの選挙に立候補して当選しています。はじめは選挙権を持っている人(有権者)の数はかなり限られていましたが、選挙権に関する法律は1900年、1919年、1925年と改正され、有権者数は増加していきました。議会は当初、予算などをめぐってしばしば政府と激しく対立することもありました。やがて選挙で多くの議席を獲得した政党が政治を行うようになりました。しかし、1930年代にはそうした政治のあり方は行われなくなりました。

第二次世界大戦での日本の敗戦を受けて、1946年に戦後初の衆議院議員総選挙が行われました。1947年には日本国憲法が施行され、帝国議会は国会へと生まれかわりました。新しい国会は、日本国憲法によって「国権の最高機関」と位置づけられ、国会の多数派となった政党もしくは政党の連合が内閣を組織して政治を行うことも規定されました。1955年には、憲法に対する考え方やアメリカとの付き合い方などによって政党が合併し、その状況が近年まで続いてきました。国会を中心として政治が行われてきましたが、その国会の役割や存在感も変化してきています。

みなさんも近い将来政治に参加することになります。その時、みなさんはどのように政治に関わりますか。

資料1 植木枝盛の憲法案 (一部)

わかりやすい言葉に直しています

- 第1条 日本国は憲法にしたがう。
- 第2条 日本国に立法院、行政府、司法庁を置く。
- 第42条 日本の人民は法律上において平等である。
- 第43条 日本の人民は法律以外で自由権利をおかされない。
- 第49条 日本人民は思想の自由を持つ。
- 第114条 日本に関する立法権は人民全体にある。
- 第165条 日本に関する行政権は天皇にある。

資料2 大日本帝国憲法 (一部)

わかりやすい言葉に直しています

- 第3条 天皇は神聖であってそれをけがしてはならない。
- 第5条 天皇は帝国議会の同意にもとづき法律をつくる権利をもつ。
- 第29条 国民は法律の範囲内で言論・著作・出版・集会・結社の自由をもつ。

資料3 日本国憲法 (一部)

わかりやすい言葉に直しています

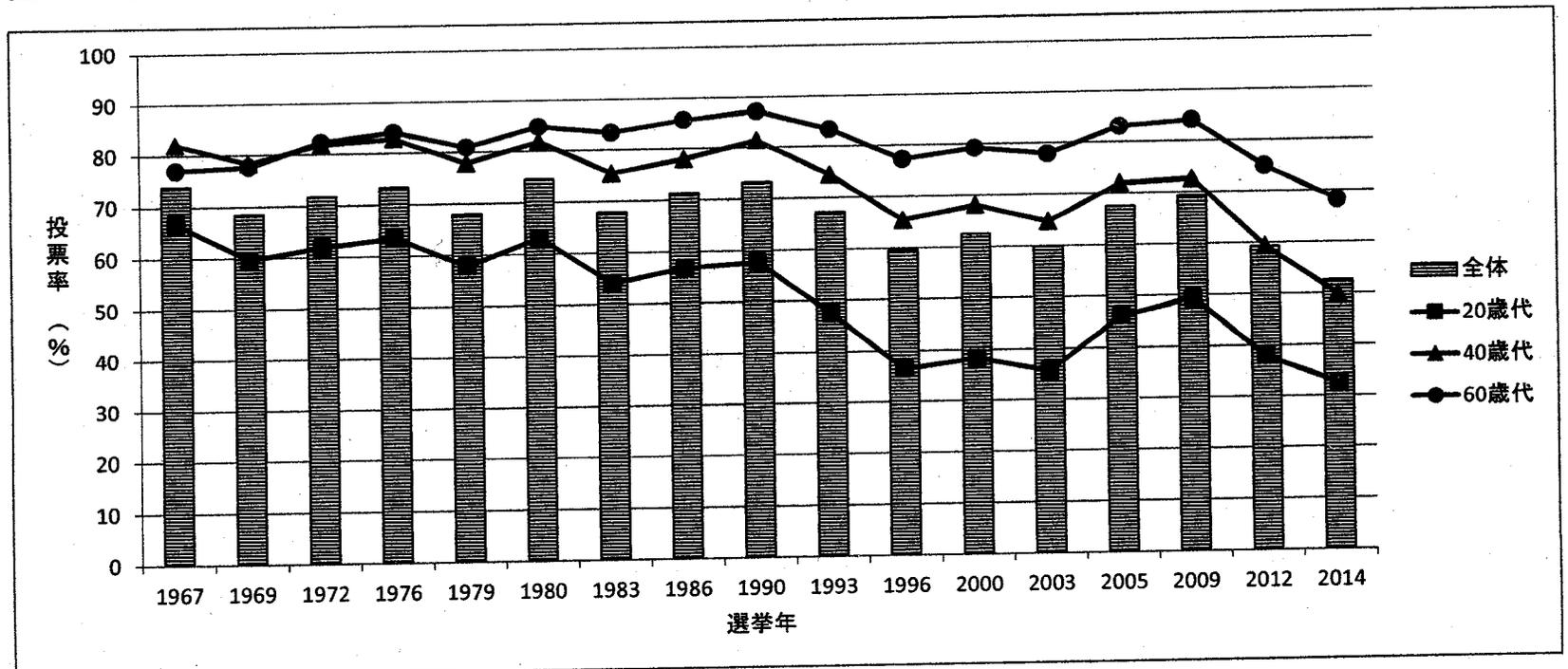
- 第11条 国民は、すべての基本的人権を生まれながらにしてつことをさまたげられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、おかしことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信念、性別、社会的身分または家柄により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。
- 第19条 思想および良心の自由は、これをおかしてはならない。
- 第21条 集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

表1 有権者数のうっりかわり

選挙法の改正年 注1	選挙年	有権者数(万人)	人口に対する有権者の比率
1889年	1890年	45	1.1%
1900年	1902年	98	2.2%
1919年	1920年	307	5.5%
1925年	1928年	1241	20.0%
1945年	1947年	4091	52.4%
1950年	2014年	10425	83.1%

総務省選挙部「目で見る投票率」(平成27年6月)と総務省「第47回衆議院議員総選挙発表資料」および人口推計から作成。
注1 選挙権が変更された年。1889年から1945年は衆議院議員選挙法、1950年は公職選挙法をさす。

図1 衆議院議員総選挙における投票率のうっりかわり



総務省「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」から作成。

社会その3 (4枚のうち)

16	受験番号
中	

問1 代議制をとらない例として古代ギリシアの都市アテネが挙げられます。アテネでは、政治に参加する権利を持ったすべての市民(約4万人)による集会で、政治に関わることが決められていました。これと比べて、現代の議会による代議制にはどのような良い点がありますか。

問2 明治時代の初めには反乱というかたちで政府へ抵抗する人びともいました。1877年に起こった大きな反乱は何ですか。

問3 明治政府が導入した新しい土地税とは何ですか。

問4 自由民権運動の代表的人物で、後に自由党をつくったのは誰ですか。

問5 植木枝盛が憲法案をつくった1881年は他の年にくらべて憲法案がたくさんつくられました。その理由を書きなさい。

問6 資料1に示した植木枝盛の憲法案について特徴を書きなさい。その際、実際に制定された大日本帝国憲法(資料2)、現在の日本国憲法(資料3)を参考にする事。

社会その4 (4枚のうち)

16	受験番号
中	

問7 表1を見ながら、第1回衆議院議員総選挙以来の有権者数のうつりかわりについて次の問いに答えなさい。

(あ) 1925年に選挙権に関する法律が改正され、有権者数が大きく増えました。変更された有権者の条件はどのようなものですか。

(い) 1928年より1947年の有権者数が多い最大の理由は何ですか。

(う) 2014年の人口に対する有権者の比率は、1947年のそれと比べて大きくなっています。その理由は何ですか。

(え) 2015年に選挙権に関する法律が改正され、有権者の条件が変更されました。その変更はどのようなものですか。

問8

(あ) 日本国憲法の三原則は、基本的人権の尊重、平和主義ともう一つは何ですか。

(い) 図1は、最近50年間に実施された衆議院議員総選挙における投票率を示しています。1990年代以降、投票率の低下がしばしば指摘されています。投票率の低さはどのような問題を持つと思いますか。年代別の投票率にも注目し、(あ)で答えた原則と関連づけて説明しなさい。